

“一般社団法人” 設立の手引き

平成19年12月
社団法人 日本臨床工学技士会
法人化対応委員会

—— 目 次 ——

1. はじめに	1
2. 公益法人制度改革の概要	1
1) 公益法人制度改革の概要（総論）	1
2) 「一般社団法人」とは	2
3) 「公益社団法人」とは	2
3. 「一般社団法人」設立の準備の留意点	3
4. 「一般社団法人」設立申請の仕方	6
5. 公益社団法人化の流れ	7
6. おわりに	8
別添資料	

—— 法人化対応委員会 ——

担当理事	高柳 英夫	日本臨床工学技士会
委員長	熊谷 誠	秋田赤十字病院
委員	真下 泰	札幌社会保険総合病院
委員	山崎 功晴	財団法人 倉敷中央病院
委員	濱島 辰朗	日本臨床工学技士会(顧問)

1. はじめに

現代医療において、医療機器の重要性の増大によりその安全性確保と有効性維持の重要性は益々求められています。特に医療機器の担い手である臨床工学技士への役割期待も近年特に高まりつつあるとともに、各都道府県の臨床工学技士会も益々、その役割期待及び社会的使命が増大しつつあります。

一方、平成18年6月に「公益法人制度改革」に関する法律3法が公布されました。これは民間の非営利部門の健全な活動を促進し、将来の公益を目的とする事業の認定を行い、公益活動の活性化を行うものです。

この流れ、すなわち、その法人化の促進は臨床工学技士にとっても、また都道府県の臨床工学技士会にとっても、社会的使命を達成するためにもチャンスでもあります。

このような観点から当会は平成19年2月に小冊子『公益法人制度改革と“一般社団法人”の設立』を発刊し各位への参考に供しました。その中で先ず「一般社団法人」の設立が必要で、その後「公益社団法人」を申請し、認可をとる必要があることを説明しました。

本小冊子は容易に「一般社団法人」の設立ができる手引きとして、わかり易く説明しました。皆様がこの小冊子を活用し、まず「一般社団法人」を設立することに対し、参考になれば幸いです。

注：1. 公益法人には“社団法人”と“財団法人”がありますが、今回は“社団法人”に重点を絞って本小冊子を作成しました。

注：2. 本小冊子は「『公益法人制度改革』と“一般社団法人”の設立」を参考にしつつご拝読して下さい。

2. 「公益法人制度改革」の概要

1) 「公益法人制度改革」の概要（総論）

- (1) 現行の公益法人の設立に係る許可主義を改め、法人格の取得と公益性の判断を分離することとし、公益性の有無にかかわらず登記により簡単に設立できる一般的な非営利法人制度を創設することが可能となりました。

すなわち登記さえ出来れば、従来の主務官庁への申請・許可を得なくても簡単に「一般社団法人」の設立は出来ることになりました。

- (2) 各官庁が裁量により公益法人の設立許可等を行う現在の主務官庁制を抜本的に見直し、民間有識者からなる委員会の意見にもとづき、公益性を判断する仕組みを創設することになりました。

すなわち従来の主務官庁（例えば厚生労働省）の裁量により公益法人許可制度（いわゆる縦割制）の弊害、例えば内輪の理由による必ずしも必要でない公益法人の設立、また、そこへの天下り等の実態等を除去し、横断的（横割り）な組織である“公益認定等委員会”を行政庁に設置して、公正に公益性を審査する仕組みとなりました。

この仕組みにより認可された公益法人は「公益社団法人」と呼称され、公益性に伴う行政からのインセンティブが享受可能となります。

- (3) “2階建て方式”

新制度になりますと、先ず「一般社団法人」となったうえで、改めて「公益社団法人」

へ申請・許可をうけることになります。

2)「一般社団法人」とは

新制度の「一般社団法人」のポイントは下記のとおりです。

- (1) 事業に制限なく、登記のみによって法人格を取得出来ます。
- (2) 定款で、社員（会員）、設立者の剰余金、剰余財産の分配を受ける権利を与えることは出来ません。
- (3) 行政庁が法人の業務・運営全体について一律に監督することはありません。そのため、法人の自主性、自立的な運営が必要であり、最低限必要な各種機関の設置やガバナンスに関する事項として法律で規定しています。

一般社団法人となった場合のメリットとしては下記のとおりです。

- (1) “公益事業者”として認知されたことになり、社会的信用度がアップします。
- (2) 団体としての“格”が上がります。
但し、「定款/監査」等にもとづく自主運営管理が求められます。
- (3) 財産の法人への完全分離となり（個人への分配が不可となり）、国民から金銭的に透明な団体と認知されます。

なお、「一般社団法人」の主な特色は下記のとおりです。

- (1) 社員2名以上で設立可能です。
- (2) 設立時の財産保有規制は設けません。
- (3) 社員、社員総会及び理事は必ず置く必要があります。
- (4) 設立財産は必要ありませんが、基金制度の採用が可能 等です。

3)「公益社団法人」とは

一般社団法人のうち、公益目的事業を行うことを主たる目的としている法人は、申請して「一般社団法人」から「公益社団法人」の認定を受けることが出来ます。

「公益社団法人」としての認定の基準は以下のとおりです。

- (1) 不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする事業（公益的事業）を主たる目的とすること
- (2) 公益的事業実施に必要な経理的・技術的能力を有すること
- (3) 社員・役員等の特定のものに特別の利益を与える事業を行わないこと
- (4) 営業事業を営む者、又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行わないこと
- (5) 公益目的事業比率が50%以上であること、等があります。

認定を受けた「公益社団法人」は、

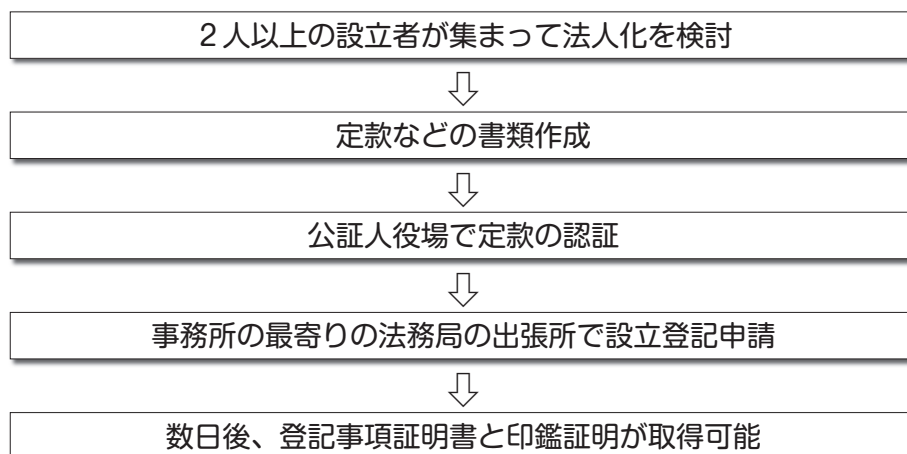
- (1) 「公益社団法人」という名称を独占使用できます。
- (2) 公益法人並びにこれに対する寄付を行う個人及び法人に関する税法上の優遇措置をうけられます。

3. 「一般社団法人」設立の準備の留意点

1) 「一般社団法人」設立の手続きの流れ

「一般社団法人」を設立する場合には、まず設立当初の設立者として2名以上の人が集まり、法人化を決断します。次に、その人たちで定款や組織づくりを行います。定款ができたら公証人役場に行って、定款の認証を受けます。定款の認証が終わったら、最寄りの法務局の出張所で登記申請を行います。これで設立の手続は完了します。

図式化すると下記のようになります。



2) 具体的なポイントとしてまず定款を作ることから始まります

(1) 定款の内容

「一般社団法人」の定款の項目は、基本的には次項の条項で、具体的な内容は別添資料「モデル定款暫定試案」を参考にして作成する必要があります。

一般社団法人の定款項目	
第1章 総則	第16条 選任等
第1条 名称	第17条 理事の職務・権限
第2条 事務所	第18条 監事（並びに会計監査人）の職務・権限
第3条 目的	第19条 任期
第4条 規律	第20条 解任
第5条 公益目的事業	第21条 報酬等
第5条 その他の事業	第22条 取引の制限
第7条 事業年度	第23条 ＜責任の免除＞
	第24条 ＜名誉会長及び顧問＞
	第25条 ＜名誉会長及び顧問の職務＞
第2章 会員	第4章 社員総会
第8条 種別	第26条 種類
第9条 入会	第27条 構成
第10条 入会金及び会費	第28条 権限
第11条 会員の資格喪失	第29条 開催
第12条 退会	第30条 招集
第13条 除名	第31条 議長
第14条 会員資格喪失に伴う権利及び義務	第32条 定足数
第3章 役員等	第33条 議決
第15条 種類及び定数	

第34条 書面表決等	譲受け＞
第35条 ＜報告の省略＞	第54条 会計原則
第36条 議事録	
第37条 ＜社員総会規則＞	
第5章 理事会	第8章 定款の変更、合併及び解散等
第38条 構成	第55条 定款の変更
第39条 権限	第56条 合併等
第40条 種類及び開催	第57条 解散
第41条 招集	第9章 委員会
第42条 議長	第58条 委員会
第43条 定足数	
第44条 議決	第10章 事務局
第45条 決議の省略	第59条 設置等
第46条 ＜報告の省略＞	第60条 備付け帳簿及び書類
第47条 議事録	
第48条 理事会規則	第11章 情報公開及び個人情報の保護
	第61条 情報公開
	第62条 個人情報の保護
	第63条 公告
＜第6章 基金＞	
第7章 財産及び会計	＜第12章 補則＞
第49条 ＜特定財産の維持並びに処分＞	第64条 ＜委任＞
第50条 財産の管理・運用	
第51条 事業計画及び収支予算	付則
第52条 事業報告及び決算	設立時社員
第53条 ＜長期借入金並びに重要な財産の処分又は	

(注) ＜ ＞は任意項目である。

(2) 特に留意する点

①事務所

法人の住所というのは、その「主たる事務所」の所在地といわれていますが、では「主たる事務所」でいうところの「事務所」とは、いったいどういうものなのでしょうか。

「事務所」とは、一般に、法律用語上、「法人の事業活動の中心である一定の場所をいい、一般的に法人の代表権、すくなくともある範囲内の独立の決定権を有する責任者の所在する場所であり、かつ、その場所で継続的に業務がおこなわれることを必要とする。」ものとされています。

一般社団法人の「事務所」については、これが定款の記載事項として定められていますし、登記事項として第三者に公示されることにもなります。ですから、「主たる事務所」又は「その他の事務所」のいずれであるかを問わず、上記と同様に「法人の事業活動の中心である一定の場所」と解するのが妥当でしょう。

したがって、土地・建物がその法人の所有物であることが前提とするものではありませんので、これらの要件を満たせば、個人の自宅や病院の住所等を「事務所」とすることも可能です。但し、この場合は所有者との賃貸契約等が必要となります。

②社員

社員とは意思決定機関の「社員総会」で議決権を行使する会社でいうところの社員であり、臨床工学技士会では会員に相当します。

社員（会員）総会は、一般社団法人の組織、運営、管理、その他一般社団法人に関する一切の事項について決議をすることができます。

理事会を設置している一般社団法人は、法律や定款で定めた事項に限り決議を許されますが、あくまでも理事会は、総会に提出する議題の付議機関であり、業務の執行機関という位置づけなのです。

ですから、理事や理事会など社員総会以外の機関が、意思決定をすることができるというような内容の定款は、効力をもちません。

③役員

理事は、会社でいうところの取締役で、監事は監査役といわれます。

一般社団法人には、一人以上の理事をおかなければなりません。なお、理事会を設置する場合は、必ず理事は3人以上置かなければなりません。

○理事の仕事とは

理事は、総会での決議に基づき、法人の業務を執行することになります。代表理事などを定めないときは、理事が一般社団法人を代表することになり、複数いる場合は、全員が一般社団法人を代表します。

④理事会

理事会の設置は原則必要です。

理事会は、すべての理事で組織し、業務執行の決定、代表理事の選定や解雇等の職務を行います。

⑤会計・基金

A 「一般社団法人」は、設立財産を必要としませんが、活動の原資となる資金を調達するための基金制度を採用できます。(会員からの会費及び賛助会員からの会費等)

B 「一般社団法人」の会計は、様々な法人形態がありますので、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従って行うことになります。従って、会計基準については、特定の会計基準を義務づけるのではなく、事業に応じて一般的に妥当と認められる会計基準に従っておこなうことが出来ます。

C 「一般社団法人」は、計算書類などに関して、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、事業報告書、附属明細書などを作成しなければなりません。そして、監事や会計監査人による計算書類の監査を受け、定時総会の招集通知と同時に、社員（会員）に対してこれらの計算書類、事業報告、監査報告を提出する必要があります。

D その後、定時総会で社員の承認を受け、計算書類は所轄の税務署に提出し、納税することになります。

E すべての一般社団法人は納税が義務となります。

4. 一般社団法人設立申請の仕方

前記 3-2) に基づき作成した定款を準備し、下記の手順で登記を行います。

1) 登記の方法

公証人役場において定款の認証を受けます。

「一般社団法人」の設立登記の申請については、書面をもってしなければなりません。申請書には、所定の事項を記載し、定款及び理事の資格を証する書面添付することが必要です。

2) 登記事項

一般社団法人の設立登記について、登記すべき事項は次のとおりです。

(1) 目的

法人の目的が登記事項とされているのは、これによって法人の権利能力の範囲を明確にするためです。抽象的な目的のみを登記することなく、これを明確にし得る程度に目的たる事業内容を具体的に記載します。

(2) 名称

名称の登記にあたっては、「一般社団法人」を付記しなければなりません。

(3) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地

(4) 理事の氏名

(5) 代表理事の氏名及び住所 等です。

3) 添付書面

一般社団法人の設立の登記の申請書には下記書面を添付する必要があります。

(1) 定款

(2) 設立時理事が設立時代表理事を選定したときは、これに関する書面(例えば、設立総会の議事録等)

(3) 設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事が承諾・就任したことを証する書面(例えば、設立総会の議事録等)

(4) 設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面

① 就任を承諾したことを証する書面

② 設立時会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書

③ 設立時会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面

●就任承諾書の記載例

就任承諾書

私は、今般理事に選任されましたので、就任を承諾します。
平成○年○月○日

住所○県○市○町○丁目○番○号
氏名 ○ ○ 印

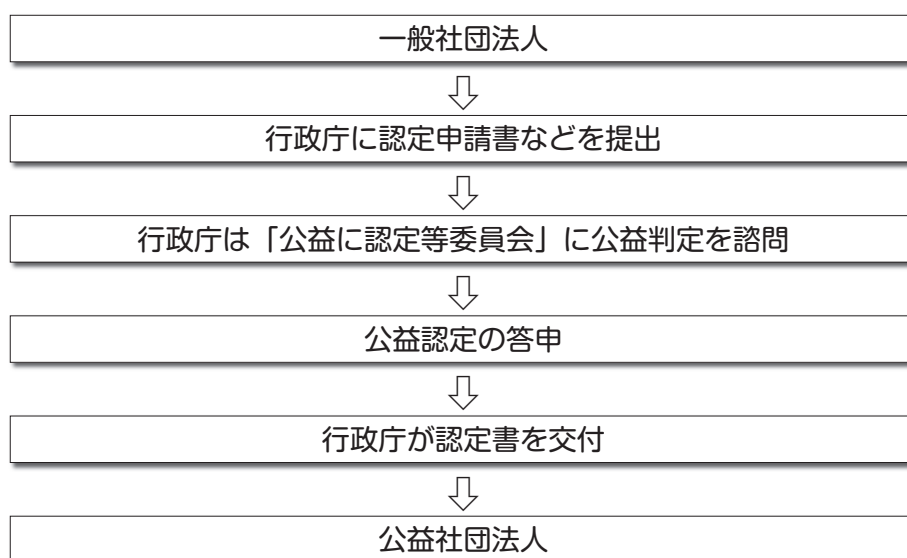
一般社団法人○○会 御中

5. 公益社団法人化の流れ

今回の公益法人改革はいわゆる2階建方式です。「一般社団法人」が設立され、将来的には「公益社団法人」への移行することが出来るわけですが、今回は簡単に公益社団法人への移行について下記します。よって詳細は追って“公益社団法人設立の手引き”として小冊子を発刊する予定です。

公益社団法人となるには、公益性の認定を受けて「公益社団法人」となれますが、そのためには次項の22項目に記載された公益事業を行うことを主な目的としなければなりません。

この公益目的を確認したのち、次のステップで公益社団法人化が実現します。



公益目的事業の種類

- (1) 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- (2) 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- (3) 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- (4) 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- (5) 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- (6) 公衆衛生の向上を目的とする事業
- (7) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (8) 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- (9) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- (10) 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- (11) 事故又は災害の防止を目的とする事業
- (12) 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- (13) 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業

- (14) 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- (15) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外地域に対する経済協力を目的とする事業
- (16) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- (17) 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- (18) 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- (19) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (20) 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- (21) 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする
- (22) 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業

6. おわりに

全国の都道府県臨床工学技士会は、平成20年後半の新法施行時期をチャンスと捉え、共に“一般社団法人格”を取得しませんか !!

法人化対応委員会としても上記の共通の目的達成の為に出来る限りの支援を行ってゆきたいと思っています。

そして各一般社団法人臨床工学技士会の“格”を上げ、その後「定款」等に準拠した諸ルールの遵守、義務の遂行を行いつつ経験・実績を踏んで、「公益社団法人」へのステップアップをしませんか！

この結果として「強い実力と発言力を有する臨床工学技士集団」が全国規模で形成され、臨床工学技士集団として社会的使命の達成・組織力の向上へ繋がってゆくのではないのでしょうか？

本小冊子は“一般社団法人設立の手引き”としてまとめました。(公益社団法人化への流れの詳細については次に発刊する小冊子にて紹介させていただきます。)

本小冊子作成にあたり、既に社団法人化されている北海道・秋田県・岡山県の各臨床工学技士会のご協力を頂きました。この紙面を借りて御礼申し上げます。

別添資料

「モデル定款暫定試案」
一般社団法人〇〇協会定款
第1章 総則
(名称)
第1条 本協会は、一般社団法人〇〇協会と称する。
(事務所)
第2条 本協会は、主たる事務所を東京都〇〇区に置く。 2 本協会は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。
(目的)
第3条 本協会は、〇〇及び〇〇等を行い、〇〇に寄与することを目的とする。
(規律)
第4条 本協会は、別に定める自主行動基準（倫理規定）の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。
(目的事業)
第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) (2) ・ ・ (n) その他目的を達成するために必要な事業 2 前項の事業については、〇県において行うものとする。
(その他の事業)
第6条 この法人は、事業の推進に資するため、必要に応じて次の事業の推進に資するため、必要に応じて次の事業を行う。 (1) (2) ・

・ (n) その他前各号に定める事業に関連する事業 (事業年度)
第7条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。
第2章 会員
(種別)
第8条 本協会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般法人及び一般財団法人に関する法律（以下単に一般社団法人・財団法人法という）上の社員とする。 (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体 (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体 (3) 名誉会員 本協会に功勞のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者
(入会)
第9条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。
(入会金及び会費)
第10条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
(会員の資格喪失)
第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。 (1) 退会したとき。 (2) 成年後見人又は被保佐人になったとき。 (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。 (4) 〇年以上会費を滞納したとき。 (5) 除名されたとき。 (6) 総正会員の同意があったとき。
(退会)
第12条 正会員及び賛助会員は（理事会が別に定める退会届を提出して、）任意に退会することができる。

(除名)
第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。 この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。 (1) 本協会の定款又は規則に違反したとき (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (3) その他の正当な事由があるとき 2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。
(会員資格喪失に伴う権利及び義務)
第14条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する（会員としての）権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。 2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返納しない。
第3章 役員等
(種類及び定数)
第15条 本協会に、次の役員を置く。 理事 〇名以上〇名以内 監事 〇名以内 ＜2 本協会に、会計監査人を〇名置く。＞ 3 理事のうち、1名を代表理事とし、〇名以内を執行理事とすることができる。
(選任等)
第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会において（各々）選任する。 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において選任する。 3 理事及び会計監査人は、本協会又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることはできない。
(理事の職務・権限)
第17条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本協会の業務の執行を決定する。

2 会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が予め指名した順序によって、その職務を遂行する。 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。 5 常務理事は、本協会の業務を分担執行する。また専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、会長からあらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 6 理事会は、会長及び前号2号に定める専務理事並びに常務理事以外の理事のなから業務を分担執行する者を選任することができる。 7 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。 8 会長、専務理事、常務理事及び第6項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
(監事及び会計監査人の職務・権限)
第18条 監事は、次に掲げる職務を行う。 (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。 (2) 本協会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。 (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要であると認めるときは意見を述べること。 (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。 (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。 (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめさせることを請求すること。 (7) 理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめさせることを請求すること。 (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。 ＜2 会計監査人は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本協会の会計の監査をすること。
- (2) 理事の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、ただちに監事に報告すること。
- (3) その他会計監査人に認められた法令上の権限を行使すること。＞

(任期)

- 第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する提示社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の解き魔でとし、再任を妨げない。
- 3 補充又は増員により選任された役員の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。但し、増員された監事の任期については、現任者の残任期間が2年足りないときは、前項によるものとする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 6 会計監査人は、前項の定時総会において別段の決議がされなかったときは、その定時社員総会において再任されたものとみなす。

(解任)

- 第20条 役員及び会計監査人は、社員総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない
- 2 監事は、会計監査人が継ぎの各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告しなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を懈怠したとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない行為があったと認められるとき
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき。

(報酬等)

- 第21条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、別に定める役員等の報酬規定による。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

- 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決により、別に定める。
- 4 会計監査人の報酬は、会長が監事の同意を得てこれを定める。

(取引の制限)

- 第22条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) 本協会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第48条に定める理事会規則によるものとする。

< (責任の免除又は限定) >

- 第23条 本協会は、役員及び会計監査人の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 本協会は、外部役員及び会計監査人との間で、一般社団・財団法人第115条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金〇〇〇〇円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。＞

< (名誉会長及び顧問) >

- 第24条 本協会に、名誉会長及び若干名の顧問をおくことができる。
- 2 名誉会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
 - 3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。＞

< (名誉会長及び顧問の職務) >

- 第25条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問を応え、会長に対し、意見をのべることができる。＞

第4章 社員総会

(種類)

- 第26条 本協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

- 第27条 社員総会は、正会員をもって構成する。
- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

- 第28条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項並びにこの定款で定める事項に限り議決する。社員総会は、次の事項を議決する。
- (1) 役員並びに会計監査人の選任及び解任
 - (2) 役員等の報酬の額又はその規定
 - (3) 定款の変更
 - (4) 事業年度の事業報告及び決算報告
 - (5) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
 - (6) 会員の除名
 - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
 - (8) 解散および残余財産の処分
 - (9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の停止
 - (10) 理事会において社員総会に付議した事項
 - (11) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第28条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、議決することができない。

(開催)

- 第29条 定時社員総会は、毎年1回〇月毎事業年度終了後3ヶ月以内に開始する。
- 2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
 - (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。
 - (4) 前項の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
ー 請求後遅滞なく招集の手続きが行われな場合

- 二 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が寄せられない場合。

(招集)

- 第30条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。
- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。但し、社員総会に出席しない正社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第31条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第32条 社員総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

- 第33条 社員総会の議決は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の採決することによる。
- 2 前項の場合において、議長は、正会員として表決に加わることができない。

(書面表決等)

- 第34条 やむをえない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は正会員は、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)	
第 35 条	理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告を要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなしものとする。
(議事録)	
第 36 条	社員総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 ＜(1) 日時及び場所 (2) 正会員の現在員数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること） (3) 審議事項及び議決事項 (4) 議事の経過の概要及びその結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名、押印をしなければならない。＞
(社員総会規則)	
第 37 条	社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。
第 5 章 理事会	
(構成)	
第 38 条	理事会は、すべての理事をもって構成する。
(権限)	
第 39 条	理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定 (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項 (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定 (4) 理事の職務の執行の監督 (5) 会長、副会長、専務理事、及び常務理事の選定及び解散 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け (2) 多額の借財 (3) 重要な使用人の選任及び解任 (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止 (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本協会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備 (6) 第 23 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結	
(種類及び開催)	
第 40 条	理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。 2 通常理事会は、毎事業年度〇回開催する。 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 会長が必要と認めたとき (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき (4) 第 18 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき
(招集)	
第 41 条	理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項 4 号後段により監事が招集する場合を除く。 2 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
(議長)	
第 42 条	理事会の議長は、会長がこれに当たる。
(定足数)	
第 43 条	理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことが

	できない。
(議決)	
第 44 条	理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の採決するところによる。 ＜2 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。＞
(決議の省略)	
第 45 条	理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議をのべたときは、その限りではない。
＜(報告の省略)	
第 46 条	理事もしくは監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。 2 前項の規定は、第 17 条第 8 項の規定による報告には適用しない。＞
(議事録)	
第 47 条	理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名・押印しなければならない。
(理事会規則)	
第 48 条	理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。
第 7 章 財産及び会計	
＜(特定財産の維持並びに処分)	
第 49 条	第 5 条の公益目的事業を行うために不可欠な別紙記載の特定財産については、その適正な維持及び管理に努めるものとする。 2 やむことを得ない理由によりその全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、過半数が出席した理事会において、議決に加わることのでき

	る理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。 3 特定財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の議決により別に定める特定財産管理規定によるものとする。＞
(財産の管理・運用)	
第 50 条	この法人の管理・運用は、会長（財務担当執行理事）が行うものとし、その方法は、理事会の議決により別に定める財産管理運用規定によるものとする。
(事業計画及び収支予算)	
第 51 条	この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の議決を経て、社員総会に報告する者とする。この変更する場合も、同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。 4 第 1 項の事業計画及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
(事業報告及び決算)	
第 52 条	本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書（以下計算書類等という）を作成し、会計監査人並びに監事の監査を受け、理事会の承認を得るものとする。 2 本協会は、第 1 項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を公告するものとする。
＜(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)	
第 53 条	本協会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。＞ 2 本協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。
(会計原則)	
第 54 条	本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる一般社団法人の会計の慣行に従うものとする。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第55条 この定款は、社員総会において、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第56条 本協会は、社員総会において、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団・財団法人上との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第57条 本協会は、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号から第 2 号及び第 4 から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の議決権の 3 分以上の議決により解散することができる。

第 9 章 委員会

(委員会)

第58条 本協会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第 10 章 事務局

(設置)

第59条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第60条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事、監事、会計監査人及び職員の名簿並びに履歴書
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記にかんする書類
 - (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員等の報酬規定
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
 - (10) 前項の監査報告書
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第 63 条第 2 項に定める情報公開規定によるものとする。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第61条 本協会は、構成で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第62条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により定める。

(公告)

第63条 本協会の公告は、官報に掲載する方法による。この協会の公告は電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 12 章 補足

(委任)

第64条 この定款にさだめるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の

議決により別に定める。

付則

- 1 この定款は、平成〇〇年〇月〇〇日から施行する。
- 2 本協会の設立当初の役員並びに会計監査人は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとし、その任期は、第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、平成〇年〇月〇日までとする。
- 3 本協会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 52 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本協会の設立初年度の事業年度は、第 7 条の規定にかかわらず、平成〇年〇月〇日から平成〇年 3 月 31 日までとする。

設立時社員

1	住所
	氏名
2	住所
	氏名
3	住所
	氏名
	—
	—

“一般社団法人”
設立の手引き

平成19年12月21日発行

発 行 社団法人 日本臨床工学技士会
〒113-0033 東京都文京区本郷 3-4-3
ヒルズ884・お茶の水ビル 4F
TEL. 03-5805-2515 FAX. 03-5805-2516
制作・印刷 NPC 日本印刷株式会社
〒101-0021 東京都千代田区外神田 6-3-3
TEL. 03-3833-6971 FAX. 03-3833-6883
